

意見書

(一財)全日本ろうあ連盟

- 1 新たな遺言の方式として、文書の朗読とその記録が要件となっている。
この朗読に、手話による朗読と、それを録画して記録する方法を認めること。
公的機関にて手話により朗読をする場合は、その公的機関が手話通訳者を用意すること。
- 2 これに加えて、文字情報無く、手話を用いて遺言内容を表示したときにその録画物自体を遺言と認めること。
- 3 手話通訳者の正確性や誠実性を担保するため、複数の通訳者の配置をすること。
- 4 多くの手話通訳者は、自治体に登録された者であり、守秘義務が課せられた中立性の高い業務である。そのため、公証人法第36条9号における通訳人の【住所、職業、氏名及び年齢】を記載については、派遣元の記載のみにとどめる等の通訳者個人が特定されないような配慮が欲しい。(遺言書等の情報開示の際に、第三者である通訳者個人が特定され、遺産トラブルに巻き込まれることがないような配慮が欲しい)
加えて、派遣された手話通訳者は、その業務の中立性から証人になることはできない。